

# つちはし事務所通信

6

June  
2019



発行: つちはし社会保険労務士事務所  
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F  
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580  
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2019年6月1日

## トピックス 届出等における添付書類及び署名・押印等の取扱いを変更(日本年金機構)

本年(2019年)4月末頃、日本年金機構から【「事業主の皆様へ」届出等における添付書類及び署名・押印等の取扱いの変更について】の通知がありましたので、その内容をご紹介します。

.....届出等における添付書類及び署名・押印等の取扱いの変更.....

### ●遡及した届出等における添付書類の廃止

次の表の①～④に該当する場合に、届出の事実関係を確認する書類として添付を求めていた「賃金台帳の写し及び出勤簿の写し」(被保険者が法人の役員である場合は、取締役会の議事録等)の確認書類について、今後は、事業所調査実施時に確認を行うため、届出時の添付が不要とされました。



#### <確認書類の添付が不要となる対象届書及びケース>

	届書名称	添付を求めていたケース
①	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 厚生年金保険 70歳以上被用者該当届	資格取得年月日が、届書の受付年月日から60日以上遡る場合
②	健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 厚生年金保険 70歳以上被用者不該当届	資格喪失年月日が、届書の受付年月日から60日以上遡る場合
③	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届	改定年月の初日(1日)が、届書の受付年月日から60日以上遡る場合
④	厚生年金保険 70歳以上被用者月額変更届	改定後の標準報酬月額が、従前の標準報酬月額から5等級以上引き下がる場合

※上記の届書の該当ケース以外は、引き続き届出時の確認書類の添付が必要

### ●被保険者本人の署名・押印等の省略

次の表の①～④の届書等における被保険者本人の署名(または押印)について、事業主が、被保険者本人の届出の意思を確認し、届書の備考欄に、「届出意思確認済み」と記載した場合は、被保険者本人の署名または押印を省略することが可能とされました。(注)

また、電子申請及び電子媒体による届出においては、事業主が、被保険者本人の届出の意思を確認し、届書の備考欄に「届出意思確認済み」と記載した場合、委任状を省略することが可能とされました。

(注) 被保険者本人の署名(または押印)が省略となった場合でも、届書等の氏名欄の記入は必要。届出の際は、住民票に登録されている氏名を記入した上で、提出する必要がある。

#### <本人署名・押印等の省略対象の届書等>

	届書名称
①	健康保険被扶養者(異動)届・国民年金第3号被保険者関係届
②	年金手帳再交付申請書
③	厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届(申出の場合)
④	厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届(終了の場合)



※上記の届書以外は、届出時に引き続き申請者本人の署名・押印等が必要



★以上は、「行政手続コスト」削減を目指して実施されたものです。今後も、このような簡略化が進む可能性がございますので、随時お伝えしてまいります。

## トビウツス 医療法人に関する中小企業の範囲について

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されていますが、大企業と中小企業では導入時期が異なるため、その線引き判断が必要です。なかでも、医療法人に関する中小企業の範囲について、今年4月、労働基準監督署より注目すべき判断が示されました。

### 医療法人に関する中小企業の範囲

医療法人に関する中小企業の範囲は、以下のとおりです。

#### ①出資持分のある医療法人

下記のどちらかに当てはまる場合は、中小企業に該当します。

- ◆出資の総額が **5000万円以下**
- ◆常時使用する労働者数が **100人以下**



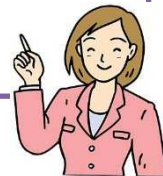
#### ②その他の医療法人

- ◆常時使用する労働者数で判断します。
- ◆常時使用する労働者数が **100人以下**である場合は、中小企業に該当します。

平成18年の医療法改正（施行日：平成19年4月1日）で、医療法人は出資持分のない形態が原則であるとされました。そのことを受けて、医療法人は、労働基準法の適応において出資金の概念のない法人として取り扱ってきました。

しかし、この度、同法改正において経過措置として存続を認められている出資持分のある医療法人が、依然として医療法人全体の約7割を占めており、今後も当分の間一定数の医療法人が出資持分のある医療法人として存続することが見込まれることから、今後は上記の取り扱いとすることにしました。

なお、これによって、過去の取り扱いを変更するものではありません。



★今後、出資持分のある医療法人に関しては、県に提出している決算書の貸借対照表の出資金、または資本金を見て判断することとなります。

何かご不明な点などがございましたら、つちはし事務所までご相談ください。



#### あとがき◆つちはし事務所より

★ 2019年4月から働き方改革関連法が順次施行されていますが、大企業と中小企業で施行日が違うものがいくつかあります。まず、①時間外労働の上限規制（罰則付）は、大企業は2019年4月施行、中小企業は2020年4月施行。②非正規労働者に対する同一労働同一賃金の規定は大企業2020年4月施行、中小企業2021年4月施行。なお、③年次有給休暇の5日の取得義務化は、大企業も中小企業も今年2019年4月施行となります。

★ このほか時間外労働の割増率や助成金の額も変わるなど、大企業か中小企業かは、法人のさまざまな面に影響が出てきます。その判断の基準が医療法人に関しては従前は人数だけで判断されていましたが、出資持分のある法人に関しては出資の総額が5000万円以下であれば、人数が100人超でも中小企業との判断に変更されました。該当する医療法人の方はご留意ください。

★ 日本年金機構の、届出等における添付書類及び署名・押印を省略可能とした取り扱いの変更は、行政のコスト削減のためですが、同じ目的で行政手続きを原則、電子申請に統一するデジタルファースト法が5月24日、参院本会議で可決、成立しました。当事務所もデジタルファーストの波に乗り遅れないよう、様々な取り組みを予定しています。ご協力よろしくお願ひいたします。

